

第4章 全体計画

1 住民参加による福祉のまちづくりの推進

(1) 地域における福祉意識の向上

少子高齢化が進む中、核家族化によって世代間また近隣との交流が希薄化しています。アンケート調査結果によると「近所との付き合い」についてあいさつ程度の付き合いをしている人は、9割を越えています。また、日頃から助け合っている人については、約3割にとどまっています。

今後、さらに高齢化が進むとともに、要介護者、障がい者も増加し、一方、子育て環境においては、家族内関係等により、希薄化が生じて保健・教育等において様々な問題が生じています。町民が主体的に地域における福祉活動を参加するためには、まず、地域でのコミュニケーションを活発にできるよう、あいさつ運動や世代間交流の場、機会の提供を行い、住民がお互いに支え合う福祉意識の向上を図っていきます。

① あいさつ運動、声かけ運動の推進

各地域において積極的な「声かけ」や「あいさつ運動」を推進することにより、住民同士のコミュニケーションを促進し、地域ぐるみでの助け合いの意識を高めていきます。

② 世代間交流の促進

高齢者と子どもなど、年齢の異なる人たちへの交流事業や地域福祉懇談会（仮称）など交流の機会の充実を図り、交流を通じて、支え合いの意識づくりを啓発していきます。

③ 地域の障がい者・高齢者などのふれあいによる理解の促進

地域の障がい者・高齢者などの交流事業の充実を図ることにより、高齢者や障がい者の生きがいと積極的な社会参加を推進するとともに、交流を通じて住民の福祉意識の向上を図っていきます。

④人権意識・男女共同参画意識の啓発

すべての住民がお互いに思いやり、自立や社会参加を妨げるこ
ないよう、人権や男女共同参画についての意識の啓発していきま
す。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織 ・団体等	住民	
①あいさつ運動、声か け運動の推進					▶	○	○	◎	○	社会教育課
②地域組織・各種団体の 話し合いの機会・場の 設置					▶	◎	○	○		社会教育課
②地域福祉懇談会（仮称） の充実					▶	◎	◎		○	社会福祉課 高齢福祉課
③障がい者・高齢者など の交流事業の推進					▶	◎	◎		○	社会福祉課 高齢福祉課
④人権意識の啓発					▶	◎				総務課 社会教育課 社会福祉課
④揖斐川町男女共同参画 プランの推進					▶	◎			○	政策広報課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(2) ボランティア活動の支援

地域での災害・子育て・高齢者などの支援体制として、ボランティア活動が重要となる中、メンバーの高齢化やリーダーなどの人材不足、さらに活動資金、活動拠点、情報提供の場、団体間の交流が不足しており、結果として活動のノウハウが得られないなど、団体間の交流・連携の問題、活動のマンネリ化、活動内容の固定化など多岐に渡っています。

今後の活動を強力に推進していくためにも、住民へのボランティア登録と育成、活動メンバーの能力向上のための研修などを図っていきます。

①ボランティア活動などに対する情報提供の充実

広報紙やホームページ、いびがわチャンネルにより、ボランティア活動や市民活動を行っている団体の情報を発信し、活動への参加や理解を図ります。

また、ボランティア数を増やすため、ボランティアに関する募集、登録方法などを、幅広く周知するとともに、情報交換やボランティア団体間の連携を支援していきます。

②ボランティア活動への参加支援

ボランティア活動に関する情報収集・提供、参加のきっかけづくりなどを充実し、活動への参加の促進を図っていきます。

③ボランティア活動の人材育成

ボランティア活動が継続的に行われるよう、県社会福祉協議会などが開催しているボランティアコーディネーター養成講座の受講を促進するなど、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター、介護予防ボランティア、ガイドヘルパーなどのボランティア活動に関わる人材育成に努めていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
① ボランティアに関する情報提供体制の整備	→					◎	◎	○		政策広報課 社会教育課
② ボランティア活動への支援体制の整備	→					○	◎	○		社会福祉課
③ 各種ボランティア養成講座の開催	→					○	◎			社会教育課
③ 介護予防ボランティア養成事業	→					○	◎			高齢福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(3) 福祉教育による人づくりの推進

地域づくりの人権感覚や福祉意識を高めることによって、地域での支え合いを強化していくことが必要です。しかし、アンケート調査によると「地域での助け合いや福祉に関心のある人」は約4割にとどまっており、その理由をみると、「面倒だから」が約5割となっています。また、地域部会からの意見をみても「福祉教育についての必要性について」の要望が少なくなっています。

今後においては、障がいのある人、一人暮らし高齢者など社会的弱者に対して、差別、偏見をなくし、福祉への理解を進めるためにも、学校・家庭・地域での福祉教育を推進し、すべての町民が地域の一員として地域で共に暮らしていける環境づくりを推進していきます。

①学校での福祉教育の充実

総合的な学習の時間など、学校教育との連携を図り、ボランティア活動や高齢者や障がい者との交流活動などの、福祉の心をはぐくむ教育活動を推進していきます。

②地域・家庭・職場による福祉教育の推進

家庭において親から子へ福祉教育がされるために、次世代の健全な育成を目指す講座・学習の機会を充実させていきます。

また、地域の人材を講師として活用した講座の展開や福祉施設の訪問など、地域や職場における学習機会の提供に努めていきます。

③福祉教育に関する関係機関の連携

町社会福祉協議会、ボランティア、NPO、教育機関などが連携し、福祉教育の内容の充実に努めていきます。

④研修機会の充実

住民一人一人が様々な形で地域福祉に携わることができるよう、福祉について考える講演会や研修会、福祉講座など、人材育成につながる様々な講習会・研修会を推進していきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①幼・小・中学校の一貫した福祉教育の推進	→					◎	○	○		学校教育課
①子どもへの体験学習の推進	→					◎	○		○	学校教育課
②地域組織への福祉教育の推進	→					○	◎	○		社会福祉課
③福祉教育に関する関係機関の連携	→					○	◎	○	○	社会福祉課
④講習会・研修会の推進	→					○	◎			高齢福祉課 社会福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの



(4) 人にやさしい環境づくりの推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉サービスの利用環境の整備とともに、生活環境基盤の整備を並行して推進することが重要です。アンケート調査によると「バスなど公共交通機関の利便性」「通勤・通学の利便性」「日常の買い物の利便性」「公園などの憩いの場」などの満足度が低くなっているため、今後は、公共交通機関や関係企業・機関に積極的に働きかけ、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

①公共施設などのバリアフリー化の促進

今後、整備する公共施設については、ユニバーサルデザインの視点から整備を進めます。また、公共施設のバリアフリー化を進めていきます。また、関係企業・関係機関に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を働きかけていきます。

②公共施設や空き施設などの有効活用の検討

地域における助け合い活動や交流活動の拠点となる活動場所を確保し積極的な社会活動への参加を促進するため、公共施設や空き施設などの活用方法について検討していきます。

③地域に合った交通体系の整備

高齢者や障がい者などの在宅生活を支えるため、移動手段について、各地域の特性や移動ルートを想定した移動利便性の在り方、手法など総合的な整備を検討していきます。

④高齢者や障がい者の地域社会への参加支援

高齢者や障がい者の地域社会への参加を促進するために、活動の場の確保・拡大に努めていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①公共施設などのバリアフリー化の促進					→	◎				社会福祉課 建設課
②公共施設や空き施設などの有効活用の検討					→	◎				政策広報課
③巡回バスの運行形態の検討					→	◎				政策広報課
④サロン活動支援の充実					→	○	◎		○	社会教育課 高齢福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

2 生き生きと暮らせる福祉のまちづくりの推進

(1) 地域組織のネットワーク化と福祉活動の充実

地域における問題・課題は複雑化、多様化しており、一つのサービス機関だけで解決できない問題も多くなっています。そのため、医療・保健・福祉機関、事業者、ボランティア、NPO、老人クラブなど、様々な関係機関、団体の連携を図り、総合的な活動を展開していける体制を整備する必要があります。アンケート調査によると、特に災害時の「地域における援助体制の構築」について必要性を感じていない人の割合は、全体の約6割を占めています。また、地域部会の意見からも、災害時での連携体制の必要性を述べています。したがって地域福祉活動が活発に行えるよう、ボランティアや市民活動団体との交流の機会を充実させ、地域組織のネットワーク化と福祉活動の充実を図っていきます。

①自治会の福祉活動への支援

自治会や民生委員・児童委員活動などでの地域活性化活動の支援として、先進的事例などの情報提供を行います。また、福祉活動の活性化を図るため、自治会をはじめとする地域団体の相互連携の支援に努めていきます。

②社会資源のネットワークづくりへの働きかけ

地域の身近なところに整備されている社会福祉施設や医療機関などの社会資源に対して、地域の支え合い活動との連携を働きかけ、ネットワークづくりを推進していきます。

③地域の活動拠点づくりの支援

地域の活動拠点として、自治会などが設置している地域集会所などの施設整備を支援し、地域活動の活性化を図っていきます。

④地域の健康づくり運動の推進

個人や地域における生活習慣の改善などの健康づくりを推進し、住民一人一人の健康についての意識を高め、生き生きとした地域づくりを図っていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①自治会活動への支援	→					◎	○	○		社会福祉課 高齢福祉課
①民生委員・児童委員活動への支援	→					◎	○	○		社会福祉課
②地域福祉団体の相互連携の支援	→					○	◎	◎		社会福祉課
③地域の活動拠点づくりの支援	→					◎		○		総務課 政策広報課 社会教育課
④地域の健康づくり運動の推進	→					◎	○		○	健康増進課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(2) 主体的な学習の促進

地域における結びつきを強め、助け合いの輪を広げるためには、住民一人一人がそれぞれの自己実現に向かって様々な活動の場で、主体的に学び、教え合い、積極的に行動することによって福祉活動の担い手が育成され、町全域に広がっていくことが大切です。地域部会からの意見をみると地域の中での生涯学習に対する課題・要望が少なくなっています。したがって、今後は、だれもが自己実現に向かって主体的に学び、行動できるような生涯学習などの学習活動の充実に努めていきます。

①生涯学習の推進

生涯学習を通じて、住民が地域福祉に関心をもち、積極的に地域活動に参加できるよう、学習機会の拡充を図っていきます。

②福祉に関する学習機会の充実

事業者、ボランティア団体、NPO法人などの協力のもと、地域での福祉に関する学習活動の充実に努めていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①学習機会の拡充	→					◎	○			社会教育課 学校教育課
②福祉に関する学習講座の実施	→					◎	◎			高齢福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(3) 地域の支え合い活動の推進

本町の世帯数と1世帯あたりの人員数の推移をみると、世帯数は横ばい、1世帯あたりの人員数は緩やかに減少しており、核家族化や一人暮らし高齢者、夫婦のみ世帯が増加傾向にある中で、アンケート調査によると、日常生活が不自由になったときに地域でもらいたいことについては、「安否確認の声かけ」が最も高く約6割を占めています。さらに「話し相手」「ちょっとした買い物」となっており、地域でのコミュニケーションを求める声が多く、支援が必要な人に対して、声かけなどを中心とした見守り、支え合い活動を行っていくことが必要です。また、地域部会からの意見では、個人情報保護の問題や認知症の高齢者への対応などがあがっています。

今後は、となり近所での支え合いを推進するため、一人暮らし高齢者や要援護者、児童などに対する地域ぐるみでの見守り活動を推進します。また、一人暮らし高齢者などを地域で孤立させないよう、民生委員・児童委員及び福祉委員が、他の見守り活動と連携を図りつつ、支援を必要とする人を早期に発見し、見守っていきます。

①地域の見守り・交流活動の促進

自治会をはじめ、民生委員・児童委員、福祉委員などと連携を図りながら、高齢者や障がい者、子どもなどの虐待の早期発見や安否確認、生活に困窮する人、ひきこもりの人など援護が必要な人の早期発見や見守りに伴う交流活動を促進していきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①自治会などによる見守り活動の推進					▶	○	◎	◎		社会教育課 社会福祉課
①福祉委員による見守り活動の促進					▶	○	◎	◎		社会福祉課
①民生委員・児童委員による見守り活動の促進					▶	○	◎	◎		社会教育課 社会福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

3 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

(1) サービスの相談体制の充実

地域での生活課題は、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにおいて多様化しており、だれでもいつでも気軽に相談できるトータルサポート体制が必要となります。しかし、アンケート調査によると、「毎日の暮らしの中で困ったとき、誰に相談していますか」についてみると「親族」が8割以上となっており、一方、「行政」と答えた人は5%程度となっています。

今後は、地域での支え合いによるインフォーマルな相談体制は、地域特性として生かしつつ、身近な地域で福祉に関するフォーマルサービスへとつなぐ窓口としてトータルサポート的な相談ができる体制の整備を図っていきます。

①相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築

身近な地域において社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉施設、地域包括支援センターなどの各種専門機関をつなぐ相談窓口を整備するとともに、電話総合相談、インターネット相談の実施など、多様な相談体制の整備を図っていきます。

②福祉総合相談窓口の設置の検討

一つの窓口で様々な福祉の相談やサービスの利用申請ができるよう、福祉に関する総合的な相談ができる窓口の設置を検討していきます。

③福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

福祉サービス利用者の苦情に対して事業者が適切に対応できるよう、社会福祉法の規定による苦情相談窓口の設置を徹底するよう働きかけます。また、事業者段階で解決できない苦情を含む、福祉サービス全般の苦情対応については、県の社会福祉協議会と連携して、苦情の解決を推進していきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①各種専門機関と連携した相談窓口の整備	→					◎				高齢福祉課
②福祉総合相談窓口の設置の検討	→					◎	○			社会福祉課
③苦情相談窓口の利用の促進	→					◎	○	○		高齢福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの



(2) 情報提供の充実

一人暮らし高齢者や認知症の高齢者、障がいのある人が増加傾向にある中、情報におけるバリアを排除し、必要な情報を適切なタイミングで提供することが求められています。アンケート調査によると「福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか」について「町の広報誌（広報いびがわ）」が約7割と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報かけはし」「新聞・雑誌」「テレビ・ラジオ」となっています。今後は、多様な情報が氾濫する中、利用者が自分に合ったサービスについての情報を集め、適切に選択することが求められます。したがって町の広報誌については、情報源として継続しつつ、生活や福祉に関するサービスを必要とする人が、十分な情報提供が身近で得られるよう、多様な情報提供体制の整備に努めていきます。

①情報の共有化の推進

インターネットのホームページなどをだれもが円滑に利用することができるよう、インターネットへの接続方法や情報機器の利用などに関する情報提供を行うなど、情報活用能力の向上を支援し、情報の共有化を推進していきます。

②必要な情報を得ることができる仕組みづくり

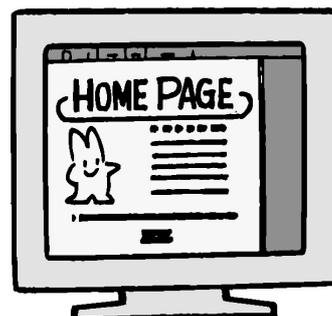
広報紙やホームページ、いびがわチャンネルで、住民の福祉ニーズに沿った情報提供ができるように努めます。また、庁内関係課や町社会福祉協議会、関係団体などが連携し、保健・医療・福祉分野の情報提供を調整し、まちづくり出前講座などを通じて住民が福祉サービスなどに関する情報を容易に入手できる仕組みの整備に努めていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①インターネットや情報機器などに関する情報提供	→					◎				政策広報課
②緊急通報システムの活用促進	→					◎				高齢福祉課
②広報紙やホームページによる情報提供	→					◎	◎			政策広報課 社会福祉課 高齢福祉課
②まちづくり出前講座の充実	→					◎				高齢福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの



(3) サービス利用者の権利の保護

一人暮らし高齢者や認知症の高齢者、障がいのある人が増加傾向にある中、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域での見守りをはじめ、権利擁護など多面的な支援が求められています。アンケート調査によると、社会福祉協議会を知っている人のうち、知っている事業について、「日常生活自立支援事業の実施」は2割弱となっています。今後は、事業の普及啓発に努めるとともに、関係団体や機関、事業者とも連携し、適切なサービス利用を促進していきます。

①成年後見制度の利用支援

認知症の高齢者や知的障がい者などの権利擁護のため、成年後見制度の概要について周知・啓発に努め、制度の利用促進を図ります。また、本人に判断能力がなく、親族もいない場合に家庭裁判所への後見人の付与の申立てを代行するなどの利用支援を行っていきます。

②日常生活自立支援事業の推進

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力の低下などにより一人で生活していくことが不安な人を支援し、福祉サービスを受けるときなどに不利益を被ることのないように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類の預かりなど生活支援活動を行う日常生活自立支援事業を、町社会福祉協議会と連携して周知・利用促進を図っていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①成年後見制度の利用支援	→					◎	○			高齢福祉課 社会福祉課
②日常生活自立支援事業の推進	→					○	◎			高齢福祉課 社会福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(4) 地域福祉の担い手の確保

地域福祉の推進は、地域住民の主体的な活動に基づくものであり、社会福祉協議会を核とし、関係機関や団体、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員などが連携し、地域ぐるみで支援していくことが求められています。アンケート調査によると、「ボランティア・NPO活動をしていますか」について、活動している人は、約1割となっています。また、高齢者に関わる活動やスポーツ・文化・レクリエーション活動への参加意識が高くなっています。今後は、ボランティアへの参加意識の高揚を図るため、普及啓発活動を推進するとともに、参加しやすい活動の場を提供します。また、専門的な知識や技術を生かした人材の発掘と育成を図っていきます。

①福祉専門職員の適切な配置の推進

地域で適切なサービスを受けることができるよう、福祉専門職員の適切な配置を推進していきます。

②専門分野の人材育成と確保

多岐にわたるそれぞれの福祉分野において、研修機会の充実を図るなど、より高度な専門知識や技術、幅広い教養をもつ人材の育成及び確保に努めていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①福祉専門職員の適切な配置の推進	→					◎				政策広報課
②福祉サービス従事者研修の開催	→					○	◎	○		高齢福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(5) 暮らしを支えるサービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域においてフォーマルサービスとしての公的な福祉サービスの充実と、地域福祉によるインフォーマルサービスとの組合せにより、だれもが安心して暮らせるまちづくりが求められています。アンケート調査によると、高齢者が社会参加しやすいようにするために地域として取り組んでほしいことについて、「地域の人の見守りや助け合い」「介護者や介護を必要とする人への支援」が約4割弱となっており、障がいのある人では、「障がいに対する理解」が最も高く、子育てについては、「子ども同士が遊べる機会の充実」「地域の子どもへの見守りと声かけ」が約4割強となっています。今後は、質の高い福祉サービスの提供を目指して、利用者のニーズを把握するとともに、多様化する利用者ニーズに応えられるよう、福祉サービスの提供体制の充実、指導を図っていきます。

①高齢者・障がい者が利用しやすい福祉サービスの推進

支援を必要とする高齢者・障がい者が福祉サービスを利用しやすいよう、サービス提供事業者への指導を行うとともに、不足しているサービスの事業者参入促進や、福祉サービス評価事業の実施によるサービスの質の確保を図り、だれもが福祉サービスの支援が得られるような仕組みづくりを推進していきます。

②地域での子育て支援の充実

民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、医療・保健・福祉機関などとの連携を図り、地域での子育て支援の充実を図っていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①利用しやすい福祉サービスの提供・充実	→					◎	◎			高齢福祉課 社会福祉課
①福祉サービス評価事業の推進	→					○		◎		社会福祉課 高齢福祉課
②地域の医療などの確保	→					◎				健康増進課
②地域における子育て支援活動の促進	→					◎	○			子育て支援課 社会教育課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの



4 災害・犯罪から暮らしを守る福祉のまちづくりの推進

(1) 地域安全活動の充実

地域福祉の場となる生活環境を安心、安全で快適に暮らせるものにしていくためには、地域部会の意見からも「子どもの安全のための地域のパトロール」「地域の子どもの見守りと声かけ」「日常生活で利用しやすい道路の整備」「公園などの憩いの場」などにおいて満足度が低いため、今後、交通安全対策や危険箇所のマップづくりなどを行い、地域の安全活動の充実を図っていきます。

①交通安全の推進

交通安全教室などの実施により、交通ルールやマナーの周知・啓発を図り、交通安全に対する意識の向上を推進します。

また、子どもの登下校の見守りや通学路の危険箇所点検、登下校指導などに努めていきます。

②地域の安全マップづくり

各地域における交通危険箇所や自然危険箇所を点検し、地域の安全マップなどを作成し、危険箇所の周知を図っていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①交通安全教室の実施	→					◎		○		小中学校 総務課
①通学路の危険箇所点検と登下校指導	→					◎				学校教育課
②地域の安全マップづくり	→					○	○	◎		社会教育課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(2) 災害時の支援体制と自主防災活動の充実

災害時における助け合いを行う上で、日ごろからのあいさつ、声かけや付き合いが大切と思う人が多い中、アンケート調査によると、「地域における援助体制の構築」について約過半数以上の人が、地域の支援体制の構築が特に重要と認識されており、地域における自主防災組織の構築やその活動の充実が必要です。また、「地域の要援護者の把握」「要援護者に対する情報伝達体制の構築」「日ごろの避難訓練」「災害ボランティアの育成」の必要性について町民意識が薄いため、これらの対策について地域住民へ意識の高揚を図ることが大切です。今後は、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、障がいのある人、乳幼児などの子どもがいる世帯などに対して、災害が発生した時の対応を迅速に行うため、地域での支援体制を整備するとともに、地域での自主的な防災活動の充実を図っていきます。

①関係機関との連携強化

自主防災組織をはじめ、警察や消防など防災関係機関や災害救援ボランティアとのネットワークを構築し、災害対策を推進していきます。

②自主防災活動の促進

災害の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報伝達、避難訓練、救助訓練など地域における自主防災活動を支援するとともに、地域ごとの災害対策拠点の整備を行っていきます。

③要援護者情報の把握及び共有化の促進

要援護者への対応を迅速に行うため、自治会や民生委員・児童委員などと協働で、地域における要支援者の実態把握に努めます。また、自治会などの地域組織において、個人のプライバシーを考慮した上で、要援護者に関する情報の共有を促進していきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①自主防災組織の強化・充実					→	○	○	◎	○	総務課
①災害ボランティアセンター事業					→	○	◎	○	○	総務課
②自主防災活動の促進					→	◎	◎	○	○	総務課
②地域ごとの災害対策拠点の整備					→	◎		○		総務課
③要援護者支援マニュアルの作成	→					◎	◎	○		高齢福祉課 社会福祉課
③要援護者の安否確認・連絡体制の整備	→					◎	◎	○		高齢福祉課 社会福祉課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

(3) 防犯活動の充実

犯罪から身を守るためには、地域において防犯に対する意識を高めることが大切です。特に地域部会の意見からも「子どもが安心して遊べる場所」「一人暮らし高齢者の安全な暮らし」などの要望も多く、地域における犯罪・事故などに対する安全性を高め、防犯意識の向上を図り、防犯活動の充実を図っていきます。

①防犯対策の推進

住民、地域組織、行政、警察などとの連携による防犯対策を進め、防犯パトロールの実施など防犯体制の充実を図っていきます。

②子どもに係る防犯体制づくり

子どもに係る事件や事故を防止するため、各小学校区で防犯ネットワークを形成し、見守りによる地域の防犯活動を行っていきます。

【実施計画】

実施項目	実施期間					実施主体				所管
	H21	H22	H23	H24	H25	町	社協	地域組織・団体等	住民	
①自主防犯活動の促進	→					○		◎	○	総務課
②各小中学校における防犯ネットワークの構築	→					◎			○	学校教育課

◎：該当事業の実施主体者

○：実施主体者と協働し事業を推進するもの

揖斐川町地域福祉計画体系

◎該当事業の実施主体者 ○実施主体者と協働して事業を推進するもの

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策	個別施策	実施計画	実施主体				所管(担当課)
						町	社協	地域組織・団体	住民	
認め合い、交流し、『みんなで作る福祉のまち』『参加』	みんなで作る福祉のまち	①住民参加による福祉のまちづくりの推進	地域における福祉意識の向上	①あいさつ運動、声かけ運動の推進	あいさつ運動、声かけ運動の推進	○	○	◎	○	社会教育課
				②世代間交流の促進	地域組織・各種団体の話し合いの機会・場の設置	◎	○	○		社会教育課
				③地域の障がい者・高齢者などのふれあいによる理解の促進	地域福祉懇談会(仮称)の充実	◎	◎		○	社会福祉課、高齢福祉課
				④人権意識・男女共同参画意識の啓発	障がい者・高齢者などとの交流事業の推進	◎	◎		○	社会福祉課、高齢福祉課
			ボランティア活動の支援	①ボランティア活動などに対する情報提供の充実	ボランティアに関する情報提供体制の整備	◎	◎	○		政策広報課、社会教育課
				②ボランティア活動への参加支援	ボランティア活動への支援体制の整備	○	◎	○		社会福祉課
				③ボランティア活動の人材育成	各種ボランティア養成講座の開催 介護予防ボランティア養成事業	○	◎			社会教育課 高齢福祉課
			福祉教育による人づくりの推進	①学校での福祉教育の充実	幼・小・中学校の一貫した福祉教育の推進 子どもへの体験学習の推進	◎	○	○		学校教育課 学校教育課
				②地域・家庭・職場による福祉教育の推進	地域組織への福祉教育の推進	○	◎	○		社会福祉課
				③福祉教育に関する関係機関の連携	福祉教育に関する関係機関の連携	○	◎	○	○	社会福祉課
				④研修機会の充実	講習会・研修会の推進	○	◎			高齢福祉課、社会福祉課
			人にやさしい環境づくりの推進	①公共施設などのバリアフリー化の促進	公共施設などのバリアフリー化の促進	◎				社会福祉課、建設課
②公共施設や空き施設などの有効活用検討	公共施設や空き施設などの有効活用検討	◎					政策広報課			
③地域に合った交通体系の整備	巡回バスの運行形態の検討	◎					政策広報課			
④高齢者や障がい者の地域社会への参加支援	サロン活動支援の充実	○		◎		○	社会教育課、高齢福祉課			
誰もが学び、教え合い、積極的に行動してつくる福祉のまち『主体性』	安心して生き生きと暮らせる	②生き生きと暮らせる福祉のまちづくりの推進	地域組織のネットワーク化と福祉活動の充実	①自治会の福祉活動への支援	自治会活動への支援 民生委員・児童委員活動への支援	◎	○	○		社会福祉課、高齢福祉課 社会福祉課
				②社会資源のネットワークづくりへの働きかけ	地域福祉団体の相互連携の支援	○	◎	◎		社会福祉課
				③地域の活動拠点づくりの支援	地域の活動拠点づくりの支援	◎		○		総務課、政策広報課、社会教育課
				④地域の健康づくり運動の推進	地域の健康づくり運動の推進	◎	○		◎	健康増進課
		主体的な学習の促進	①生涯学習の推進	学習機会の拡充	◎	○			社会教育課、学校教育課	
			②福祉に関する学習機会の充実	福祉に関する学習講座の実施	◎	◎			高齢福祉課	
		地域の支え合い活動の推進	①地域の見守り・交流活動の促進	自治会などによる見守り活動の推進	◎	◎	◎		社会教育課、社会福祉課	
				福祉委員による見守り活動の促進	○	◎	◎		社会福祉課	
				民生委員・児童委員による見守り活動の促進	○	◎	◎		社会教育課、社会福祉課	
				各種専門機関と連携した相談窓口の整備	◎				高齢福祉課	
		サービスの相談体制の充実	②福祉総合相談窓口の設置の検討	福祉総合相談窓口の設置の検討	◎	○			社会福祉課	
			③福祉サービス全般に関する苦情解決の推進	苦情相談窓口の利用の促進	◎	○	○		高齢福祉課	
情報提供の充実	①情報の共有化の推進	インターネットや情報機器などに関する情報提供	◎				政策広報課			
	②必要な情報を得ることができる仕組みづくり	緊急通報システムの活用促進 広報紙やホームページによる情報提供 まちづくり出前講座の充実	◎				高齢福祉課 政策広報課、社会福祉課、高齢福祉課 高齢福祉課			
サービス利用者の権利の保護	①成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用支援	◎	○			高齢福祉課、社会福祉課			
	②日常生活自立支援事業の推進	日常生活自立支援事業の推進	○	◎			高齢福祉課、社会福祉課			
地域福祉の担い手の確保	①福祉専門職員の適切な配置の推進	福祉専門職員の適切な配置の推進	◎				政策広報課			
	②専門分野の人材育成と確保	福祉サービス従事者研修の開催	○	◎	○		高齢福祉課			
暮らしを支えるサービスの充実	①高齢者・障がい者が利用しやすい福祉サービスの推進	利用しやすい福祉サービスの提供・充実 福祉サービス評価事業の推進	◎	◎			高齢福祉課、社会福祉課 社会福祉課、高齢福祉課			
	②地域での子育て支援の充実	地域の医療などの確保 地域における子育て支援活動の促進	◎				健康増進課 子育て支援課、社会教育課			
互いに気遣い、協働し、『支え合ってつくる福祉のまち』『共生』	支え合いのまち	④災害・犯罪から暮らしを守る福祉のまちづくりの推進	地域安全活動の充実	①交通安全の推進	交通安全教室の実施 通学路の危険箇所点検と登下校指導	◎		○		小中学校、総務課 学校教育課
				②地域の安全マップづくり	地域の安全マップづくり	○	○	◎		社会教育課
		災害時の支援体制と自主防災活動の充実	①関係機関との連携強化	自主防災組織の強化・充実 災害ボランティアセンター事業	○	○	◎	○	○	総務課 総務課
			②自主防災活動の促進	自主防災活動の促進 地域ごとの災害対策拠点の整備	◎	◎	○	○	○	総務課 総務課
			③要援護者情報の把握及び共有化の促進	要援護者支援マニュアルの作成 要援護者の安否確認・連絡体制の整備	◎	◎	○			高齢福祉課、社会福祉課 高齢福祉課、社会福祉課
		防犯活動の充実	①防犯対策の推進	自主防犯活動の促進	○		◎	○		総務課
			②子どもに係る防犯体制づくり	各小中学校における防犯ネットワークの構築	◎			○		学校教育課